

博士学位論文審査要旨

2021年1月26日

論文題目： 中国上場会社のコーポレートガバナンス（監督・監査の観点から）
—日本法及びドイツ法との比較法研究—

学位申請者： 張 達恒

審査委員：

主 査： 法学研究科 教授 川口 恭弘

副 査： 法学研究科 教授 伊藤 靖史

副 査： 法学研究科 教授 釜田 薫子

要 旨：

本論文は、中国の上場会社のコーポレートガバナンスについて、監査・監督の観点から、検討を加えるものである。中国では、会社の経営は「董事・董事会」が行い、それを監視・監督する機関として「監事・監事会」が置かれる。また、会計監査を行う機関として、「登録会計士・会計士事務所」の制度がある。中国は、世界第2位の経済大国になったものの、その負の側面として、上場会社に関する不祥事が絶えない状況にある。その理由の一つとして、監事・監事会または登録会計士・会計士事務所（監視する側）が董事・董事会（監視される側）からの独立性を欠いていること、さらに、法律上これらに認められる権限が限定されていることから、経営陣の監視機能が働かないことをあげることができる。本論文は、このような問題意識から、日本法とドイツ法との比較法研究により、中国会社法の課題を明らかにし、解決策を探ろうとするものである。

第2章では、監事会の独立性を高めるために社外監事の利用が有益であり、日本法を参考にした社外監事の定義を法律で規定すること、さらに、従業員代表の監事について、ドイツ法を参考に、経営陣から独立した選任手続きが必要であることを指摘する。また、第3章では、適切な会計監査を実施するため、登録会計士・会計士事務所の選任について、監事・監事会の関与を求める制度の導入など、経営陣の影響を排除した人選の仕組みが必要であること、加えて、経営陣との癒着を防ぐためのローテーション制度の導入を提唱している。さらに、第4章では、中国の会社のコーポレートガバナンスを向上させるためには、監事・監事会の権限の強化が不可欠であること、さらに、効率的な監査を実施するために監事・監事会と登録会計士・会計士事務所との役割分担が必要であるとしている。

中国では、1993年に現行会社法が制定されて以降、監事・監事会に関する改正は行われていない。さらに、学界においても、監事制度についての議論の蓄積が少なく、この問題は放置された状況にある。本論文は、中国上場会社のコーポレートガバナンスに関する基本的課題に比較法の視点から本格的に取り組むもので、学界・実務界における先駆的意義があるのみならず、中国の実情に応じた立法提案を行っている点において、中国会社法の改正にあたり貴重な指針になり得るものである。

以上のことから、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2021年1月26日

論文題目： 中国上場会社のコーポレートガバナンス（監督・監査の観点から）
—日本法及びドイツ法との比較法研究—

学位申請者： 張 達恒

審査委員：

主 査： 法学研究科 教授 川口 恭弘

副 査： 法学研究科 教授 伊藤 靖史

副 査： 法学研究科 教授 釜田 薫子

要 旨：

2021年1月26日15時より、約1時間30分にわたり、口頭審査を実施した。学位申請者から本論文の概要の説明があった後、審査委員との間で質疑応答が行われた。学位申請者は、審査委員からの質問に対して丁寧に応答し、その内容はいずれも十分に説得力があり、適切なものであった。これらの質疑応答により、学位申請者の学識の深さと本論文の意義を確認することができた。語学については、中国語はもとより、本論文において、ドイツ法を比較法検討の対象としていることから、ドイツ語に関しても十分な語学能力を有するものと評価できる。

以上のことから、総合試験の結果は「合格」と認められる。

博士學位論文要旨

論文題目： 中国上場会社のコーポレートガバナンス（監督・監査の観点から）
—日本法及びドイツ法との比較法研究—

氏名： 張 達恒
要旨：

中国は、1990年代からの経済成長により、世界第2位の経済大国となった。しかしながら、負の側面として、上場会社に関する不祥事が発生していることにも留意が必要である。

中国では、会社の経営は董事・董事会が行い、それを監事・監事会が監督する仕組みが採用されている。もっとも、監事・監事会の董事・董事会からの独立性が確保できていないため、その役割を十分に果たすことができていない。また、中国で、上場会社の粉飾決算が後を絶たない原因の一つは、会計監査（中国では、財務検査という）を行う登録会計士・会計士事務所の董事会からの独立性の欠如にある。さらに、中国の監事・監事会制度には、その権限が十分に確保されていないという問題もある。本論文は、このような問題意識から、比較法研究を通じて、中国のコーポレートガバナンスの課題について、監事・監事会制度に焦点を当て、問題点を明らかにし、解決策を探るものである。

第1章では、本論文の問題意識に続いて、比較法研究の対象として、日本法とドイツ法を取り上げる理由を明らかにする。日本の会社法は、中国と同様に、取締役・取締役会（代表取締役）を監査役・監査役会が監査する仕組みが採用されている（このような制度を、本論文では「並行二元制度」という）。また、同じく、会計監査について、専門機関（中国では、登録会計士・会計士事務所、日本の場合は、公認会計士・監査法人（会計監査人））が行うものとされている。さらに、日本では、商法・会社法の改正により、監査機関の独立性と権限が大幅に強化されている。これらのことから、中国法の検討を行う上で、日本法の動向は、重要な示唆を与えるものと考えられる。また、ドイツは、監査役会が取締役を選任する制度を採用しており（本論文では、「垂直二元制度」という）、この点で、中国や日本と異なるものとなっている。もっとも、ドイツと中国では、監査役・監事に従業員代表制度が採用されている点に共通点がある。さらに、会計監査は外部の専門機関が行うという点では、中国、日本と同様の制度を採用している。また、ドイツの監査役・監査役会は経営陣からの独立性が確保され、権限も強化されており、経営陣の監督において重要な役割を果たしている。そのため、中国の法制度を改善するにあたって、ドイツ法を参考にする意義があるものと思われる。

第2章では、中国の監事・監事会が董事・董事会からの独立性を欠いている現状を明らかにした上で、その改善策を検討する。

監査・監督機関が会社の監査・監督を行うためには、被監督・監査会社の経営陣から独立した存在であることが必要である。しかし、中国会社法では、監事の身分（資格、選任の方法）と地位（任期、解任および報酬）の点で、この独立性を欠く状況にある。たとえば、監事に欠員が生じた場合、董事が息のかかった仮監事を選任することが可能である。このような独立性を欠く監事を選任自体を制限する必要がある。また、監事会の独立性を高めるためには、独立監事の利用が有効であり、その設置が促進されるべきである。しかし、中国会社法では、独立監事に関する法律上の規定はなく、董事などと一定の人的関係を有する者が社外監事となっている。そこで、日本法を参考に、独立監事の定義を法律で明確に定めることが有用である。

先に述べたように、中国では、従業員代表監事を選任する必要がある。もっとも、従業員代表監事を選任する労働組合は、その活動費用について会社から支援を受けており、實際上、候補者

の選定にあたり会社側の意向が働いている。中国でも、ドイツの共同決定法のように、経営者から独立した機関が従業員代表監事を選任する仕組みが必要となる。

このほか、監事は株主会で解任されるが、その手続きが明確でなく、大株主などによって容易に解任される危険性がある。日本の会社法では、監査役は株主総会の特別決議で解任され、対象となる監査役には意見陳述権がある。正当な理由がなく監査役を解任する場合は、当該監査役は会社に損害賠償を請求できる。中国においても、監事の独立性を確保するため、解任を制限する規定を設けることが有用である。なお、独立性の観点から、監事に適正な報酬を支給するための制度を設ける必要がある。監事に業績連動型報酬を支給することについては、適切な監督機能を損なう危険性もあり、中国では導入すべきでないとする。

第3章では、中国において会計監査を行う登録会計士・会計士事務所の独立性を検討する。

まず、中国法では登録会計士・会計士事務所の選任を義務づけているものの、欠格事由は、職業道德遵守原則に規定され、同原則は法的強制力を有さない。また、欠格事由として「経済利益」を有さないことなどが規定されているが、その判断基準が明確でなく、会社側によって都合よく解釈されている。この点、日本法やドイツ法を参考に、欠格事由を明確にした上で、法的拘束力のあるものとして会社法で規定すべきである。また、登録会計士・会計士事務所は、定款の規定によって、株主会または董事会で選任される。董事会が選任することができれば、監査される側が監査する側を選任することとなり、適正な会計監査は期待できない。そこで、登録会計士・会計士事務所の選任権を株主会のみ限定する必要がある。候補者の決定に際して、董事会の影響を排除するため、監事・監事会の関与を求める制度の導入も検討しなければならない。

つぎに、登録会計士・会計士事務所と董事会との癒着を防止するため、任期に制限を設ける必要がある。具体的には、継続的な監査を禁止するため、ローテーション制度を採用することが考えられる。日本法では、監査法人の社員（公認会計士）についてローテーション制度を採用している。日本では大手の監査法人の数が限られているため、監査法人のローテーションを採用することは難しい。これに対して、ドイツでは、監査法人のローテーションを実施している。被監査会社との癒着を防止するには、本来的には、監査法人についてローテーション制度を採用することが望ましい。中国では、会計士事務所の数も多く、会計士事務所のローテーションを実現するための条件が整っている。

中国では、登録会計士・会計士事務所の解任は株主会または董事会が行うものとされているが、その手続きや解任事由が明確でない。この点で、董事会からの独立性が極めて低いと言わざるを得ない。選任の場合と同様に、解任権限は株主会のみ与えられるべきである。さらに、解任事由を法定した上で、解任に際して、監事・監事会の同意を必要とするなど、董事会が独善的に登録会計士・会計士事務所を解任することができない仕組みを構築する必要もある。

登録会計士・会計士事務所の監査報酬についても、董事会の影響を強く受けることとなる。会計監査の実効性を高めるためには、報酬面でも被監査会社の経営陣の関与を制限することが必要である。中国において、監査契約の締結は董事会に委ねざるを得ないものの、報酬の決定に際して、監事会の同意を求める制度が適切と考える。

第4章では、監事・監事会の権限を検討する。

中国における監事・監事会の権限の範囲については、一般的に、適法性監督に限られると解されている。中国でも、会社の経済的資源の安定性および完全性の確保を目的としたシステム（内部監査システム）の構築が要求されるようになった。これは、日本の内部統制システムに相当するものである。そのため、日本と同様に、当該システムについて、監事に監督権限を与えることで、董事・董事会による適正なシステム構築・運用に資することが期待できる。

監事・監事会は、董事に対する調査権を有している。しかし、このような権限は、仕事指針で定められているに過ぎず、監事・監事会は、当該権利を行使するインセンティブに欠けると言われている。中国法においては、監事・監事会は董事会会議に出席することが可能であるものの、

それを義務化することが望ましい。さらに、董事会会議の議事録に、発言内容などを記載し、出席した監事に署名を要求する制度も、適正な権限行使を促す効果が期待できる。監事・監事会は、董事が会社の利益を損なう場合に、当該董事に対して是正を求める権限がある。しかし、「会社の利益を損なう」という要件が明確でなく、監事・監事会が適正に行使用することの障害となっている。この点、「法令・定款に違反する行為」など、是正命令を下すことができる範囲を明確にする必要がある。

また、監事・監事会と登録会計士・会計士事務所が会計監査を行う際に、両者間の連携が欠かせない。しかし、中国では、監事・監事会と登録会計士・会計士事務所との間で、会計監査に関する連携が法律上明らかにされていない。会計監査を効率的に行うには、それを一次的に専門家である登録会計士・会計士事務所に委ね、監事・監事会は、登録会計士・会計士事務所の監査方法などを確認するといった役割分担が有用ではないかと考える。

なお、中国では、監事と監事会との間で、権限に関する役割分担が規定されていない。そのため、権限が二重に行使されるなど、非効率的な監督・監査がなされる可能性がある。そのため、監事会において、各監事の役割分担を定めるなど、効率的に権限を行使用できる仕組みを導入する必要がある。

以上